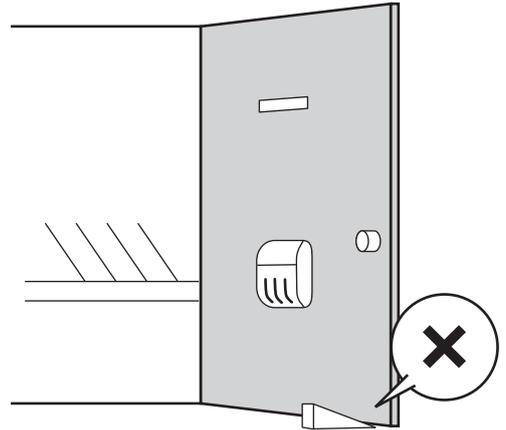


住宅を使用する上でのルールと注意事項

玄関編

1 玄関扉は災害時などのために、自動的に閉鎖する仕組みになっています。

- ・玄関扉は、消防法により常時閉鎖が原則となっています。そのため、ドアクローザーで自動的に扉が閉まるようになっています。ドアを開けっ放しにするためなど、ドアクローザーのネジを外したままにすることは、地震や火災が起きた時に、扉が自動的に閉まらなくなり、延焼の恐れや避難の妨げとなるため、好ましくありません。
- ・また、長時間、玄関扉の下にモノを挟んで開けておくと、開閉がスムーズにできなくなるなど、故障の原因となります。



2 玄関扉の塗装は計画的な修繕で行います。

- ・みなさんが入居中に、扉の塗装がはがれたり汚れたりした場合でも、個々の塗り直しは行いません。計画的な修繕で、棟全体として手すりなどの鉄部塗装と同時に行います。

3 鍵を紛失したら？

- ・みなさんには、入居時に鍵を3本お渡ししています。その鍵はその部屋の方だけが持っているものであり、香川県や県営住宅指定管理者にはマスター鍵はありません。万一、鍵を無くすなどして、鍵の交換が必要なときは、県営住宅指定管理者087・832・3588にご連絡ください。
- ・県営住宅指定管理者では、鍵の交換が可能な業者を紹介します(費用はみなさんの負担)。



4 玄関の床は防水されていません。

- ・玄関とトイレ、ベランダの床は浴室とは異なり、完全な防水ではありません。そのため、掃除などで水を流すと、階下へ水が漏れる恐れがあります。漏水により階下に被害を及ぼすこともありますので、水は流さないでください。



1 お部屋のダニ対策

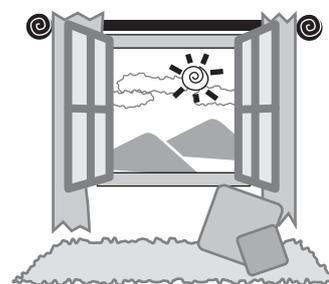
・畳、じゅうたん、布団等は、湿気がこもると「ダニ」が発生しやすくなります。有効な防除方法は、日光干し、乾燥、掃除機による吸込みなどがあります。日頃から清掃などをこまめにおこなってください。

**2 冬場の結露対策**

・寒い季節、暖房器などを使用すると、外気との温度差により、壁や窓に水滴が発生して結露となります。特に部屋の北側や妻壁（外部に面している壁）に発生しやすくなります。

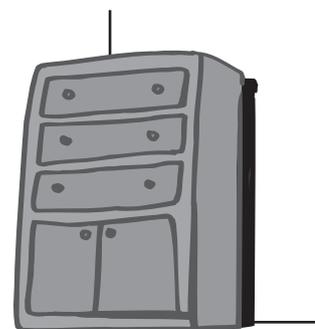
・予防策として、①こまめに窓を開けて換気をする。②ガラス等の水滴を放置せずにつき取る。③除湿器を使用するなど心がけてください。

・なお、結露によって生じた壁、天井のカビ・シミの除去及び塗装の塗り直しは、個人負担となります。また、クロスが剥がれた場合の補修も同じです。

**3 押入れ、家具裏にも注意**

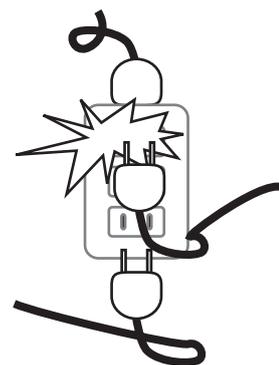
・押入れの内部や家具の裏側は、空気の流れが少なく換気されにくいいため、結露が生じやすくなります。また、目に付きにくい場所であるため、押入れ内の布団や物品を濡らしたり、タンス等の家具が置いてある壁や床にも、結露が発生している場合があります。

・定期的に押入れを開けて空気を入れ替えること、災害時の転倒防止に配慮したうえで、家具をできるだけ壁から離すことを行ってください。

**4 タコ足配線に注意**

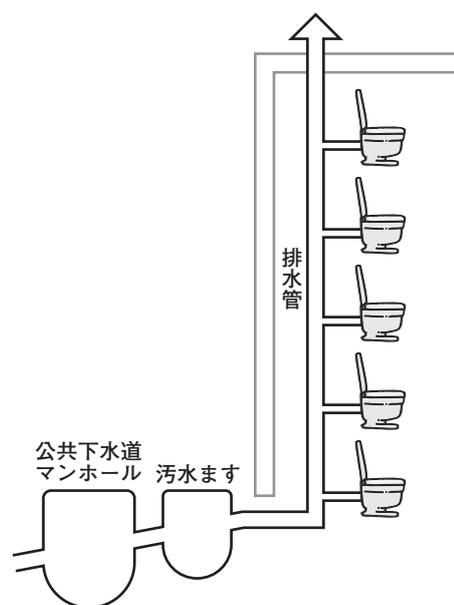
・1つのコンセントからタコ足配線により複数の電気器具を使用すると、配線が過熱し火災の原因になります。タコ足配線はやめましょう。

・また、電気器具を使用しないときは、コンセントからプラグを抜きましょう。



1 水に溶けない紙製品を流すと詰まりの原因に

- ・ティシュペーパーや紙おむつなどの紙製品は、水に溶けないため、トイレに流すと、詰まりや流れを悪くする原因になります。
- ・また、集合住宅の排水管はすべて縦につながっています。水に溶けない紙製品が原因で縦管が詰まると、上下階のお部屋にも詰まりや逆流などで迷惑をかけることとなりますので、注意してください。



2 水漏れと間違えやすい結露の水滴

- ・便器、ロータンク、給水管、洗浄管は結露しやすいため、トイレ内の水滴を漏水と見間違えることがあります。冬場など結露しやすい時季に、少量の水滴がたまっていたら、まずぞうきんで拭き取り、しばらく様子を見てください。拭き取っても水漏れが止まらない場合は、県営住宅指定管理者 087・832・3588 にご相談ください。

3 ロータンク内にビンなどを入れると故障の原因に

- ・トイレの水量を節約するために、ロータンクの中にビンを入れることがありますが、タンク内のくさがりが絡まって、故障の原因になります。もし、ロータンクの水が止まらない場合は、タンクのふたを外し、タンク内のくさりの状態を確認してください。また、タンク付近にある給水管の止水栓を締めることによって、一時的に水を止めることもできます。

4 洗濯機の排水ホースは必ず排水口へ

- ・洗濯機の排水ホースが排水口から外れて、階下へ漏水するケースが増えています。洗濯機を使うときは、ホースが外れていないか確認しましょう。洗濯中に外出するときや洗濯機周りに荷物を置いているときは、特に注意してください。
- ・また、洗濯機をベランダや浴室に置いている場合でも、排水口が詰まっていたり、ホースが短かったりすると階下へ漏水してしまう恐れがあります。排水口を定期的に清掃したり、ホースを長くして排水口に流したりするよう心がけてください。
- ・なお、不注意による漏水事故が発生した場合、当事者同士で話し合って解決してください。

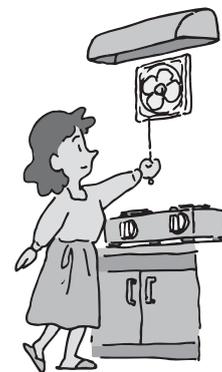
1 排水口部分は、こまめに清掃しましょう

・排水口が詰まっていると、浴室の床に水がたまり、階下へ漏水する恐れがあります。目皿やおわんには、髪の毛やゴミがたまりやすいので、定期的に清掃をしましょう。



2 換気を十分に行いましょう

・浴室の壁や天井は、湿気や結露によりカビが発生しやすい部分です。換気窓や換気扇を活用し、十分に換気を行いましょう。



3 万が一、ガス臭いと感じたらガス会社に連絡してください

・万が一、ガス臭いと感じたら、ガス会社に連絡してください。

・また、給湯器や風呂釜が点火しないなど故障と思われるときは、県営住宅指定管理者087・832・3588にご連絡ください。みなさん自身で設置した浴槽・風呂釜であれば、専門業者を紹介します。

(費用はみなさんの負担)



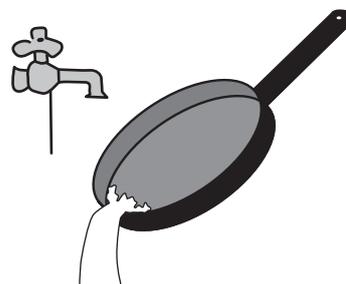
4 階下へ漏水したら、調査や補修にご協力ください

・階下に水が漏れたときは、みなさんの浴室等の原因調査もしくは防水等の工事を行う場合がありますので、その際にはご協力ください。



1 流し台排水管には油類を流さないように心がけましょう

・料理に使った油類を排水管に流すと、排水管の内側にこびり付いて詰まりの原因になります。油を捨てる時は、新聞紙などで拭き取って捨てるのが便利です。



2 万が一、給水管や水栓から水が噴き出したらバルブを閉めてください

・給水管や水栓の故障により、水が大量に噴き出したら、玄関外側付近のメーターボックス内などにある給水バルブを閉めて水を止めてください。



3 火を使っているときは換気扇(フィルター付)を使用し、ガスコンロから離れないようにしましょう

・料理などで火を使うと、煙や湯気により、部屋の空気が汚れます。換気扇等を回して、煙や湯気を外部に排出しましょう。
 ・また、火を使っている時にガスコンロから離れると危険です。電話などで目をはなす場合、たとえ短い時間であっても、必ず火を消してください。



4 飛び跳ね音、イスを引きずる音には気をつけましょう

・台所やダイニングキッチンの板張りの床（フローリング）は、階下に音が伝わりやすいものです。飛び跳ねたり、イスを引きずって移動させたりすると、階下に騒音として響きますので注意しましょう。

1 戸境板の付近に物を置かないようにしましょう

・ベランダの戸境板は、火災等があった場合の避難口として設置されています。戸境板付近に障害物があると、避難の妨げになるので、物を置かないようにしましょう。また、ベランダから階下へ降りる避難ハッチの上や避難用ハッチ開口部の下にも荷物などを置かないようにしてください。

**2 ふとんをベランダの手すりに干すのはやめましょう**

・ベランダの手すりにふとんを干すと、風でふとんが飛ばされる危険性があります。

3 ベランダの床に大量の水を流すと階下へ漏水することがあります

・ベランダの床は、浴室のような防水処理はされていません。少量の水であれば問題ありませんが、大量の水を流すと階下へ漏水する恐れがあります。また、排水口に泥やゴミがたまっていると雨水が詰まり漏水の原因になるので、定期的に清掃を行ってください。

4 共用廊下、階段は重要な避難路です

・共用廊下や階段に自転車や荷物が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

5 防火扉の開閉に障害となる物が置かれていませんか？

・防火扉の前に物が置いてあると、防火扉が閉まらず延焼につながるがあるので、日頃から物を置かないように心がけてください。

1 排水管等の清掃は定期的に行いましょう

・建物内の排水管は、数戸の排水管が集まり一本の管につながっています。このため、管が詰まると排水が逆流して、棟全体に迷惑がかかってしまいます。また、油や固形物などは、団地敷地内の排水ます、U字溝、下水管などにたまって詰まりの原因になるので、流さないようにしてください。

・なお、詰まりによる事故等を未然に防ぐため、みなさんに年1回程度の定期的な清掃をお願いしています。



2 遊具の故障は、すぐにご連絡を

・団地には、広場や児童遊園が設置してあります。お子さんの遊び場として、地域のコミュニティづくりの場としてご利用ください。

・児童遊園に設置されている遊具などの修理は、県営住宅指定管理者が行っていますが、清掃や除草などの維持管理は、お住まいのみなさんをお願いしています。

・なお、故障箇所を発見したら、すぐに県営住宅指定管理者087・832・3588にご連絡ください。



3 ごみは収集日に捨てましょう

・ごみを、ごみ置き場や指定の場所に出すときは、収集日に合わせて出しましょう。収集日以外の日にごみを出すと、衛生面や生活環境が悪化する恐れがあります。

4 樹木の^{せんてい}剪定は定期的に行います

・樹木の剪定（幹の高さが5m以上）は、定期的に行いますが、日常的な枝払いなどについては、お住まいのみなさんをお願いしています。

・なお、樹木によって長時間日照が妨げられる場合や枝が電線に接触して危険な場合などは、自治会へのお申込みにより障害を及ぼしている枝の枝下ろしを行います。